

激甚な水害の再発防止

直轄：河川激甚災害対策特別緊急事業

補助：河川激甚災害対策特別緊急事業

1 事業概要

洪水、高潮等により激甚な被害が発生した河川について概ね5ヶ年を目途に改良事業を実施することにより、再度災害の防止を図ります。

2 負担率・補助率

直轄 河川激甚災害対策特別緊急事業
 一級河川 2/3(大規模7/10、北海道8/10、
 北海道大規模8.5/10)

補助 河川激甚災害対策特別緊急事業
 一級河川 5.5/10(北海道7/10)
 二級河川 1/2(北海道5.5/10)

3 事例

円山川（兵庫県）平成16年10月



川内川（鹿児島県、宮崎県）平成18年7月



足羽川（福井県）平成16年7月



諏訪湖（長野県）平成18年7月

